

市・県民税を課税されている方が、年の途中で亡くなられた場合の市・県民税について

●市・県民税を年金から天引き(公的年金からの特別徴収)されていた方の場合

(例)年金天引きだった方が、9月1日に亡くなられた場合 (年税額:105,000円)

年税額	4月		6月		8月		10月		12月		2月	
105,000円	15,000円		15,000円		15,000円		20,000円		20,000円		20,000円	



年金天引き(公的年金からの特別徴収)

▼9/1

合計額	4月		6月		8月		10月		12月		2月	
45,000円	15,000円		15,000円		15,000円							



個人納付(普通徴収)※納期月は4月、6月、8月、翌年1月の4回 ▼9/1

合計額			6月		8月		10月				1月	
60,000円							30,000円				30,000円	

亡くなられた日以降の納期に納付する分は、年金天引きができなくなります。この場合、年金天引き10月分以降の合計60,000円は個人納付に切り替わり、亡くなられた日以降に到来する個人納付の各納期に割り振られます。それを各納期までに、相続人の方にお納めいただくこととなります。